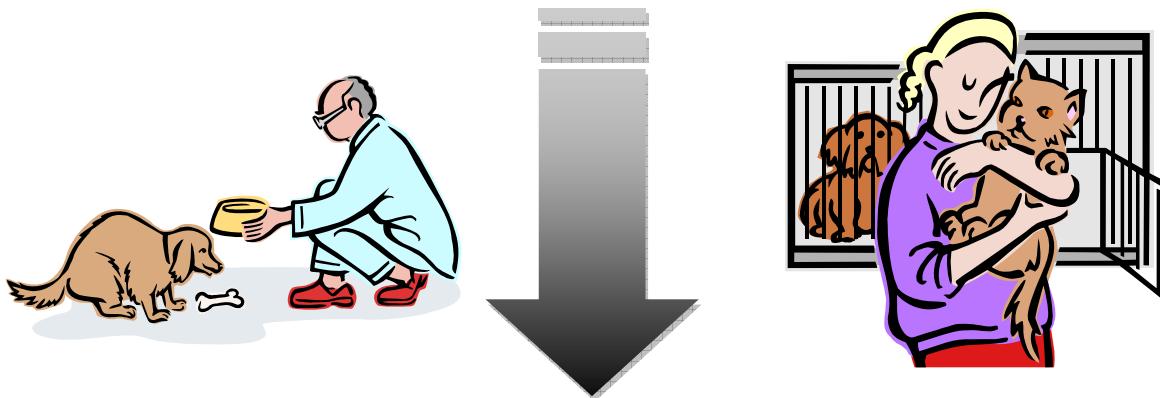


飼養動物の安全・健康保持推進事業

(背景)

- 海外で有害化学物質が含まれたペットフードによる犬及びねこの死亡事例が発生したこと等を受け、平成19年度からペットフードの安全性の確保について検討を開始。平成20年6月に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立した。
- 国会における審議では、法による規制のほか、一般の飼養者に対して適切な飼料やその与え方についての普及啓発等に努め、適正飼養を推進すべきことが指摘された。



飼養動物の安全・健康保持に係る飼養者側からの対策の実施

- ◆ 一般飼養者向けガイドラインの作成（H20年度）
(犬及びねこを主とした飼養動物の健康・安全を保持するためのペットフードの選定・あたえ方、ペットの異常の見分け方や対処方法等を示したガイドラインの作成)
- ◆ ガイドラインの普及啓発等
(ガイドラインを活用した講習会の開催やDVD、パンフレット、ポスター等の普及資料の作成等)